

SEINENHORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

№486
2011・8・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協H.P <http://www.seihokyo.jp>

ぜひ、被災地への来訪を…………… 東 忠宏
人間関係を含め生活手段を根こそぎ破壊—原発事故による放射線物質汚染はまさに「公害」…………… 渡邊 純
「避難の権利」確立に向けて—福島の子もたちを守る法律家ネットワークの取り組み…………… 河崎健一郎
福島原発災害連続講座第2回「原子力損害賠償制度の概要と課題」に参加して…………… 生駒重紀子

裁判員裁判の実相 16

□千葉大生殺害事件傍聴記—裁判員裁判における被害者参加人意見陳述と法廷の変容…………… 梶原利之
和解の基本合意に至るまでのあゆみ—全国B型肝炎訴訟…………… 島田 度
教科書調査員の名簿開示を命令—横浜地裁判決と神奈川の教科書問題…………… 佐藤満喜子
武富士・創業家を—斉提訴—会社更生手続の適正化を追及…………… 及川智志
時給1000円以上の最低賃金の実現を—最低賃金裁判を横浜地裁に提訴…………… 田淵大輔
「つくる会」及び「育鵬社」の歴史・公民教科書採択に反対する声明を発表… 青法協弁学合同部会



めざせ「グリーン電力」! (東京・新宿)

ぜひ、被災地への来訪を

宮城 東 忠宏

(気仙沼ひまわり基金法律事務所)

ありがたいことに、被災地のために何かしたい、という声をよく寄せてもらいます。法律相談も重要ですが、私は、弁護士も他の職業同様、被災地でボランティアをされることも考えてほしいと思います。被災したわが家にも、普段は力仕事とは無縁のさまざまな年齢層の方に、瓦礫撤去や泥出しをお願いしました。宮城県・気仙沼を例に、ボランティア活動の始め方などをお伝えします。

一 気仙沼市の所在、移動方法

気仙沼市は宮城県の最北東に位置します。気仙沼市の南には南三陸町が、北には岩手県陸前高田市(その隣が大船渡市)があります。気仙沼市から南三陸町までは自動車で一時間程度(タクシーで片道二万二〇〇〇円程度)、陸前高田市までは四〇分程度(同八〇〇〇円程度)です。

気仙沼市へは、陸路であれば、東北新幹線一ノ関駅から在来線(大船渡線)で一時間二〇分程度です。空路ですと、花巻空港から東北本線で一ノ関駅を、あるいは仙台空港から仙台駅へ行って、やはり一ノ関駅をめざすこととなります。

二 視察について

現地視察であれば、レンタカー、またはタクシー(貸し切りで一時間五〇〇〇円程度)を用いれば、気仙沼・南三陸、陸前高田の浸水地域にかぎれば、じっくり見て回っても、終日あれば足りる

と思われる。

三 ボランティアについて

ボランティアを行う場合は、必ず、地元の社会福祉協議会などでボランティア保険に加入の上でお越し下さい。

準備すべき装備として、「ゴム製の耐油手袋、防塵マスク(被災地は埃が酷いです)、防塵ゴーグル、長靴」が欠かせません。

宿泊については、現地ホテル・旅館は復興関係業者がほぼ押さえていますから、一関から通わたり、また、車中・テント泊というのが実情です。

各ボランティアセンター(宮城県:<http://msv3151.c-bosai.jp/index.php>)のサイトに需要がある活動が記されていますが、泥出し、清掃の求めが多く、また、避難所・仮設住宅の手伝いも求められています。

個人ボランティアについては、気仙沼の場合、当日午前八時三〇分受付開始のボランティアセンター(02226-2210722)に直接来てもら



い、被災者からの依頼に応じて人数を派遣する、フレキシブルな対応がなされています。

四 被災地を見ていただきたいこと

私も全国から来られる弁護士、報道関係者、大

学関係者などの訪問を受けることが多いのですが、異口同音に、報道で知っているはずなのに実際はもっと酷いとお話されます。視野すべてが瓦礫、それが取り除かれた荒地地となっており、悪臭と無数のハエが舞う被災地の風景はショッキングなものがあります。

しかし、私たち被災地の者は、震災から四カ月以上が経過する中で瓦礫の風景を見慣れ、ハエにたかられるのも日常のことになっていきます。

この被災地―他地域間のギャップ、人間の環境適応力は、被災地が現状を当然に受け入れ、我慢強い東北人の気質もあり、復興へのさらなる援助の声を出す契機を逃しかねないものです。

幸い気仙沼は、物流はある程度回復しており、また渋滞も酷くなくなりましたので、被災地への訪問は迷惑かと配慮してもらった段階は過ぎたはずです。

まず、被災地の現状を多くの人に見ていただくこと、復興に必要な援助について外部の目からも考えていただきたいこと、そして、復興が成った暁にはぜひ被災地を再訪してまた驚いていたいただきたいこと、そのために、ボランティア、また視察について紹介した次第です。

後記 八月上旬、事務所一同で気仙沼の離島・大島へボランティア（清掃、荷出し）に行ってきました。大人数ですので、そう大変でもなく、清々しい体験でした。

写真上、気仙沼ひまわり基金法律事務所（二階左側、内部浸水）の被災直後の外観。一階の入り口が瓦礫で覆われ、前の道路が水没している。写真下、震災から三週間が経過した気仙沼市中心地、とりあえず瓦礫が道路の端に寄せられ重機が通れるようになった。

人間関係を含め生活基盤を根こそぎ破壊 原発事故による放射線物質汚染はまさに「公害」

福島 渡邊 純

私

は、福島県郡山市に住んでいる。二〇一一年三月一日の震災により、自宅は、躯体そのものの大きな損傷は免れ、また電気もかろうじて使えたが、水道が止まった。家族と合流して帰宅し、テレビを点けたところ、仙台市若林区、石巻市、相馬市などでの津波の光景が目に入ってきた。信じられない思いでテレビに見入っていたが、その日のうちに、福島第一原発での非常事態の報道が入ってきた。

私は、チェルノブイリ原発事故のころ、大学生であり、核兵器廃絶運動をしていた。そのころ一緒に活動していたのが現在の妻である。それはともかく、ちょうど結婚をしたころ、妻と、「チェルノブイリみたいなことが福島原発で起こったらどうしよう」と会話を覚えている。そのときは、「避難するといつても、チェルノブイリクラ

スの事故があつたら、日本中どこにも安全な避難場所はない」という結論だった。

今にして思えば、本当に今回のような事故が起こるとは本気で考えていなかったように思う。

次

々に爆発事故が報道される不安の中、妻と避難すべきかどうか議論した。しかし、避難しようにも、鉄道は動いていない。道路は、ガソリン不足の中、ガソリンスタンドに並ぶ車で、あちこち大渋滞が起きている。結論は、「とりあ

えずとどまる」だった。しかし、三月一五日から、郡山市内でも放射線量の高まりが報じられるようになった。毎日の放射線量を確認し、情報収集して自分たちを落ち着かせながら、食料の買出しや水の配給に外出する日々が続いた。

三月末、小学生の娘だけでも、とりあえず避

難させようと考え、妻と二人で娘を説得した。しかし、結局娘は首を縦に振らなかった。私はなぜか、少し安堵する気持ちになりつつも、いま避難させなかったら、将来、晩発性障害で娘を殺すことにならないかという暗澹たる思いにかられた。おそらく、福島県内のどこの家庭でも、同じようなことを考えていたと思う。

三

月末ころから、弁護士会の災害対策本部を中心に、避難所での相談が議論されるようになってきた。そのころ私は、あちこちから「南相馬がひどいことになっている」と聞き、四月半ば、他の青法協会員ら数名の弁護士と、相馬・南相馬の現地調査に向かった。津波被災地はどこもひどい状態で、海から四キロも内陸に入ったところまで津波が押し寄せ、見渡すかぎりの平面が

がれきで埋め尽くされているのを実際に見て、そのすさまじさに言葉を失った。

しかし、ある意味で、それ以上に衝撃を受けたのは、南相馬市原町区の住民の皆さんから聞き取りをした時だ。原町区の大部分は、当時は、屋内退避指示がされていたが早晚解除され、緊急時避難準備区域となる見通しで、いったんは避難した人たちが戻りはじめていた。しかし、地域に戻った人たちを待っていたのは、水・食料などの物資、そして信頼に足る情報の、圧倒的な不足であった。

「市で水や食料の配給をしてくれていたが、それも底を尽き、配給を止めると言っている。でも車がなければ、鹿島区や相馬まで買いに行くことができない。お店も開いていない。外に出ても安全なのか情報がない。新聞や手紙も配達が止まっている。国は、行政は、一体何をしてくれているのか、分からない。このままでは生殺しだ」という声をあちこちで耳にした。そこには、絶望に近い怒りの感情が渦巻いていた。

さて、大震災と原発事故から、およそ四カ月を経た（本稿執筆時現在）。しかし、被災地の実情は大きな変化はない。浜通りや中通りの広範な地域では、いまだに高い放射線量が観測され続けている。福島県の調べでは、避難者は一〇

万人に近いが、その大部分は原発事故にともなう避難指示などによるものである。地域の除染などはほとんど手つかずのままであり、避難者が元の居住地に戻る見込みも立っていない。原発事故により、さまざまな経済的被害を受けた事業者への賠償も、まだ仮払いが始まったばかりで、避難指示や出荷制限が出されていない地域については、仮払いのめどすら立っていない。

南相馬では、生活保護世帯約四〇〇世帯のうち一五〇世帯が義援金や東電の仮払補償金を収入認定され、生活保護を打ち切られた……。

私は、福島第一原発の事故による放射性物質汚染は、まさに「公害」にほかならないと思う。東京電力という事業者が、原発事故によって、広範な地域に放射性物質という有害物質をまき散らし、空気を、水を、土を汚したことは、紛れもない事実だ。

確かに、政府がいうように、線量が飛び抜けて高い地域以外では「直ちに健康に影響はない」のかも知れない。しかし、政府の指示などの基礎になっている国際放射線防護委員会（ICRP）の各種勧告ですら、どんなに低レベルの被曝であつても、長期間にわたる健康被害のリスクを否定することはできていない。そうであるならば、これを「公害」と呼ぶ以外にはない。

「公害」としての原発事故に対する救済は、金ですむ話ではない。まき散らされた放射性物質により、住み慣れた家を、地域を、仕事を捨て、家族と離ればなれに避難せざるを得なくなった家庭、事業継続の基盤を失った会社、将来の健康被害を心配しながら子どもを学校に通わせている親……。安心して生活できる地域、人間関係をも含めた生活基盤そのものを根こそぎ破壊するのが原発事故の本質ではないか。それは、非人道的兵器としての核兵器にも通底する問題である。

そうだとすれば、あるべき救済は、金銭賠償にとどまるものではない。地域の除染や放射線防護策、長期間の健康管理など、あらゆる手段が講じられるべきである。それが本当に可能かは、まだ私にも分からない。しかし、それを追求しなければならぬ。

現在、福島の会員は、各地での避難所相談、商工団体や市民団体の開催する学習相談会などで、重要な役割を果たしている。しかし、被害は、あまりにも広範であり、かつ深刻である。私自身、何をなすべきか、何ができるか、問い続けながら、毎日活動している。

全国の会員の皆さまにお願いしたい。「知恵ある人は知恵を。力のある人は力を。そして、心を」

「避難の権利」確立に向けて

福島の子どもたちを守る法律家ネットワークの取り組み

東京弁護士会 河崎健一郎

「小

児科医の人たちは立ち上がってくれたのに、なぜ法律家のみなさんは立ち上がってくれないんですか」

すつくと伸びた立葵も眩しい六月の初旬、福島市内の福祉施設で開かれた「放射能から子どもたちを守る福島ネットワーク」の主催するイベント会場で、そんな言葉を投げかけられた。

イベントではちようど、森永ヒ素ミルク事件などの診察にもあたった山田真医師らを中心に「放射能から子どもたちを守る小児科医ネットワーク」が結成されたことが報告され、健康相談や被曝診断などが行われていた。

言った本人にとっては素朴な疑問の表明だったのかもしれないが、私にとっては心にグサリと刺さる一言だった。

会場に集まった人の多くは、小さな子どもを抱えた家族連れか母子だった。放射線被害の防ぎ方や危険性についての講演に聞き入る目は、真剣だった。

「い

まずぐにでも、避難したい気持ちはあるんです」

相談を受けたある人は一歳の娘を胸に抱きながら言った。

「でも……実際には、避難なんて到底できる状況じゃないんです。お金の問題ももちろんあるけど、仕事を辞められないし、避難して頼るあてもない。何よりも、周囲の空気が、自分だけ避難するなどというのを認めてくれる状況じゃないんです」

東京に住む自分にはおそらく彼女の苦しみは半分も理解できていないのだと思う。それでも、切々と語る彼女の真剣さは伝わってきた。

強制避難区域ではない。だから行政の支援はかざられる。しかし、線量計で測ってみると3マイクローシーベルト毎時をゆうに超える数値が自宅のベランダや学校のグラウンドから検出された。そんな中、今日も子どもたちは部活や遊びで泥にまみれて帰ってくる……。

低線量被曝による健康被害は心配しなくてよいとTVや新聞は言うけれど、自分はこのところ体調が悪く、子どもは何度も鼻血を出した。それが果たして被曝の影響なのかどうか分からないけれど、万が一のことがあったときに、子どもに対して申し訳なくて……。

相

談者たちが一様に口にするのは、「強制避難でないことの難しさ」だった。いっそ強制避難であれば、避難に対する行政や東電の責任が明確となり、支援が受けられるのではないか。

そんなことを言う人までいた。

強制避難は、それ自体が必然的に大きな生活破壊をとまなう。

私に語りかけた人も、強制避難の大変さは百も承知していたのだろう。それでも、いっそ強制避難の方が、などと言わざるを得ない、そんな究極の状態に自分たちは追いつまれているのに、法律家は何もしてくれないんですか、そう問われているような気がした。

弁

護士会がこの関係でいくつもの会長声明を出していることや、数多くの弁護士が法律相談などの形で被災地の支援に入っていること、地元弁護士会の方々が、歯を食いしばって踏みとまりながら、被災からの復興に力を尽くされていることなどを説明しようとしたが、どうしても言い訳けじみて聞こえてしまいそうで、途中で止めた。

結局、目の前の相談者に自分がどう関わるか、一人の弁護士として、問われているのはそれに尽

きることを認めざるを得なかったからだ。

そ

んな経験を踏まえ、避難区域外の子どもたちの「自主」避難の支援に特化した法律家の集まりである「福島の子どもたちを守る法律家ネットワーク(Save Fukushima Children Lawyer's Network 略称SAFLAN)」の設立に参加した。

SAFLANの活動を通じて私たちは、「避難の権利」を確立したいと考えている。

避難をするかどうかを選択するために必要な情報が適時・適切に提供されること、そして、避難をすると選択した人に対しては、強制避難区域からの避難者と遜色ない公的な保護が与えられること、これが私たちの考える「避難の権利」である。

し

かし何よりもまず私たちが示したかったのは、連帯の姿

勢だったのだと思う。幼い子どもたちを抱えながら情報も資源もなく不安にただ立ち尽くす母親たちに対する一人ひとりの法律家としての連帯の姿勢。いまだ出発点を確認し、歩みだしたばかりの取り組みであるが、思いを同じくする多くの方々との連携や協力を心掛けながら、一つ二つと石を積み重ねていきたい。

なお、SAFLANの情報発信はこちらです(<http://safan.jugem.jp>)。

引き続き 東日本大震災義援金にご協力を

青年法律家協会弁護士学者合同部会

青年法律家協会弁護士学者合同部会は、被災地の会員とその活動を支援するための義援金を受け付けています。1口5000円で、できるかぎり複数口お寄せ下さい。

義援金は、被災地の支部・地域の会員の生活と事業の再建、救援活動などに活用されることを想定しています。

【振込先】

三菱東京UFJ銀行 四谷支店 普通99648
口座名義 カンパ口 青年法律家協会 松尾 文彦
(カンパグチ セイネンハウリツカキョウカイ マツオフミヒコ)

福島原発災害連続講座第二回

「原子力損害賠償制度の概要と課題」に

参加して

東京 生駒亜紀子

六月二十九日、青法協弁学会合同部会等の法律家五団体の主催により、福島原発災害連続講座第一回が行われた。福島原発事故の被害実態について福島県農民連の根本敬氏、全国商工団体連合会の中山眞氏から報告があり、その後、日弁連東日本大震災・原子力発電所事故等対策本部原子力PT事務局長としても活躍されている秋元理匡弁護士から「原子力損害賠償制度の概要と課題」について講演が行われた。

一 福島県農民連の被害実態の報告

根本氏は、復興がビジネスチャンスとしか捉えられておらず、肝心の人間の復興（住民が元気になるような視点）が欠落していること、原発事故に曝された国民を守る法律は一つもなく、住民が「傷つき、生殺し」の状態のまま放置されている実情について報告。

福島県の子どもの現状については、年間二〇ミリシーベルトまで子どもに被ばくを強要する文科

省の基準と親の苦悩、行政の対処が遅いこと、暑い季節に学校でエアコンを付けずに窓を閉め切つて勉強させるなどの劣悪な教育環境となっていることが報告された。

今後の取り組みとして、①原発事故がなかったら起こりえなかった損害をすべて補償させること、②電力事業者にとって原発が「割に合わない」ことを認知させ、原発に頼らない地域を作ることなどをあげ、「東電を守るスキームから被災者を守るスキームを構築すべきだ」と訴えた。

二 全国商工団体連合会の被害実態の報告

中山氏から、東電の第一回仮払い補償金は、申告書などが提出できない被災中小業者の場合、一事業所当たり二〇万円、計算根拠を示して請求する場合でも粗利益の二分の一、上限二五〇万円に制限されていること、申告書などを取りに行けない被災者に補償される二〇万円を日割りにすれば、一事業所当たり二四六九円となり、まったく補償の名に値しないものであることが述べられた。

また、損害賠償について、①直接、間接、風評を問わず、原発事故に起因するすべての損害への賠償を東電が行うべきこと、②東電は被害者からの請求待ちをするのではなく、被害の状況を自ら把握し、償う姿勢を見せるべきであること、③東電や行政が勝手な線引きによる補償の切り捨てを行うことは許されないことなどを述べ、原発から撤退して再生可能エネルギーの拡大に向けて取り組むべきだと訴えた。

三 秋元弁護士の講演

秋元弁護士は講演の冒頭で、「未曾有の被害に圧倒されないために実務法律家として考えるべきこと」として、①被害実態とその構造の把握、②現行の法律の条文の文言はともかく、あるべき法律状態（救済のイメージ）を考えること、③加害

の構造の分析、④被害者の要求を権利に高めること、⑤権利を実現する方法を検討すること、⑥次の人権侵害(再発)の防止をあげた。

また、福島第一原発事故の特徴、原子力損害賠償制度の概要、原子力損害賠償紛争審査会「第一次指針」「第二次指針」「第二次指針追補」の位置づけなどについて述べた。

特に印象的だったのは、福島の人たちの根源的要求(もとの生活を返してほしい、もとの土地を返してほしい)に真正面に答えるにはどうしたらよいかという問題提起である。

秋元弁護士は、福島原発事故による被害は、原

発事故に内在する危険(生活・労働・生活基盤の包括的・長期的破壊)が現実化したものであり、従来型損害賠償法理では被害を捉えきれないこと、原子力事故被災者生活再建法が必要であること、被曝者に長期間にわたる健康管理と東電と国の責任による医療給付を行うことなど、やれることは全部やるべきと強調した。

四 質疑応答と感想

質疑応答では、①避難地域以外の人々が、日々、高い放射能汚染に曝されながらの生活を強いられることに対する感謝がまったく無視され

ていること、②原発というとても危険なものを作った側だけ手厚く保護され、生活基盤・人格・共同体を根こそぎ奪われ傷つけられた者を保護する法制度が欠落しているなか、従前の不法行為論に立つだけでは解決できない部分がある。このような被害状態を回復するにはどういう法的枠組みが必要かなどの議論がなされた。

人々の生活基盤を共同体ごと根こそぎ奪い、まともな支援も補償もしないまま、原発事業で儲けることは許されない。原発事業で儲けることは争や核兵器で儲けることと同じで、憲法が私たちに保障する平和的生存権を奪うものだと思う。

千葉大生殺害事件傍聴記 裁判員裁判における被害者参加人意見陳述と 法廷の変容

千葉 梶原 利之

① 千葉地方裁判所で六月二二日行われた「千葉大生殺害事件」第九回公判での被害者

参加人意見陳述と検察官の論告求刑を傍聴した。

被害者参加人の意見陳述はこれまで経験してきた刑事法廷とは異質な雰囲気のものであったので、これを中心に報告したい。

なお、千葉県弁護士会では、裁判員制度の延期を求める臨時総会決議に基づいて設置された裁判員制度対策委員会が、裁判員裁判制度の改革、

改善に向け法廷傍聴を続けており、この傍聴もその一環として行われている。

二 この裁判は、被告人が千葉大生のマンシヨンでの強盗殺人、現住建造物放火、死体損壊で起訴されたいわゆる「千葉大生殺害事件」のほか、五人の女性に対する強盗致傷、強盗強姦などで起訴された事件であった。

被告人は、「千葉大生殺害事件」について殺意を否認して争ったが、そのほかについては起訴事実を認めた。死亡した被害者は一人であったが、犯行の態様とそれいづれもが刑務所出所後三カ月足らずの間の犯行であったという特殊性もあって、千葉地裁の裁判員裁判で初めての死刑判決が出るかどうか関心を集めていた。

三 法廷は私が傍聴する前から独特の雰囲気をかもしていた。

証人尋問を傍聴した会員からは、被害者関係者が多かったことが原因してか、弁護人の尋問の際に傍聴席から嘲笑が聞こえ、「なにを弁護してんだ」という非難ともとれる雰囲気があったことが報告されている。

六月十七日の第七回公判期日では、被告人の母親が休廷中に被害者参加人として在廷していた千葉大生の両親に向かって土下座し、床に頭をこ

すりつけて謝罪した。しかし、両親は目をそらしてそれに応じず、その代理人の弁護士が母親に対し、「弁護人から、お母さんに謝罪をしてほしい」と申し出を受けたことはありませんか」と質問し、自ら思い立った謝罪行為であるかどうかを確認したことが報道されている。

また、裁判員のうち一人が公判中に居眠りをしたとして、弁護人が論告求刑公判の前日に解任を請求し、裁判所が同裁判員を解任したという経緯もあった。

四 被害者参加人は、亡くなった千葉大生の両親をはじめ強盗強姦の被害者本人ら六人という多数であった。六人の意見陳述は、当日午前一〇時から始まり、休憩をはさんで二時四〇分まで大幅に時間を延長して行われた。そのため、検察官の論告求刑が終了したのは午後一時五分であった。

被害者参加人の意見陳述が作り出した法廷のありさまは次のとおりであった。

被害者参加人の陳述は憎しみと恨みの爆発であった。涙、号泣と絶叫の中で、次々に被告人の犯行の恐ろしさが述べられ、その弁解はウソであると弾劾され、「こいつ」「このやろう」とも呼ばれ、死亡した千葉大生の生前の若々しい姿と変わり果てた

死体の様子が繰り返し対比して陳述された。また、死亡した被害者は一言も述べることができないのに対し、被告人は弁護人をつけられ、あり余るほどの弁解の機会を与えられているとして、刑事裁判手続自体に対してまで批判が加えられた。

意見陳述を聞く側はどうであったか。裁判官は参加人が代わるごと、陳述を終わるごとにいいねいにお辞儀し、また「大丈夫ですか」と気遣い、「ご苦労様でした」と労をねぎらった。そして、裁判長は深い同情を示す表情で、参加人の陳述の一幕に頷いて応えた。

裁判員六人のうち五人は女性であったが、その全員が涙をこぼした。うち二人は終始ハンカチで涙を拭く状態であった。

立会検察官は、主任を含む二人が涙をながし、ハンカチを取り出して一度ならず涙をぬぐった。弁護人席にいた修習生も涙を流した。

被害者参加人代理人は被害者参加人の陳述に頷いた。

さらに傍聴席では、すすり泣く声がそこそここら上がり、それが法廷を満たした。聞くところによると、取材していた新聞記者ですら同情の涙を流したそうである。

察官、裁判官まで包み込み、被告人に対する怨嗟の渦巻く感情、激情の場となった。

そのような中、被害者参加人は口々に被告人に更生の可能性はないとして、死刑を求めて陳述を締めくくった。

五 六月三〇日、判決が言い渡されたが、はたして主文は死刑であった。

報道や私の調査によると、事件関係者は次のような感想を述べたとされている。

千葉大生の父母——「どうしても死刑判決がほしかった」「素人ながら(死刑判決を)予想した事件で無期や有期刑になったとき『死刑とはこんなにハードルが高いのか』と考えた」「苦しい毎日だったが、被害者みんなが事件と向き合い、私たちの思いが裁判員裁判に生かされた。みんなで勝ち取った判決です」

裁判員——「永山基準にはこだわらなかった」「評議を重ねた結果で結論に悔いはない」「ご遺族の気持ちに応えられた」「裁判官の手助けができたと思う」

これらの報道内容は、被害者参加人らがひとつになって強く死刑を求めたこと、そしてまた、そ

裁判員裁判の実相

16

れが裁判官、裁判員の心証と評議に少なからず影響を与えたことを示している。

六 私は、被害者参加人が意見陳述をした法廷を傍聴して疲れを覚えた。

怨嗟渦巻く激情の法廷に臨場し、これが被告人に適正手続きが保障され、有罪の立証、量刑に厳格な証明を要求する刑事法廷としてふさわしい場であるのだろうかという疑念に駆られたからである。

弁護士である被害者参加人代理人が、更生不能であると断じて被告人に死刑を求刑し、補助的訴追機関としての役割を担うことにも、なんとしても合点がいかない。千葉では被害者参加人代理人が実質的な保安処分を求めた例まで報告されているのである。

また、被害者が感情的になるのは、事案の性質とその立場からすれば当たり前のことではある。しかし、公開の法廷という場で、目の前にした被告人に死刑を求めることで被害者らの心は癒されるのだろうか。

死刑は国家の名による殺人にはかならない。むしろそれによってさらに傷つく結果となることをおそれる。

私はこのような法廷に、その場で被告人の命を絶ちほしなもの、かつての公開処刑にどこか

似かよったものを感じないわけにはいかなかった。

七 裁判員裁判は、裁判員裁判法がその一条で裁判員裁判は司法に対する国民の理解と信頼の向上に資するための制度であるとされている

とおり、市民と社会によって刑事裁判に正当性を得ようとする制度である。また、被害者参加制度も市民が刑事司法に関与するという意味で裁判員制度と同様である。

そして、これらの制度が国民の運動に基づくものではなく、国家が導入したものであるという経過と重ね合わせると、制度導入者の考えのどこかに法廷を一種の見世物にする意図があったことは否定できないはずである。近代では刑罰は社会から切り離され国家の専権事項となったのではなかったのか。歴史に逆行するこのような裁判は、いざれ信頼を失うに違いない。

裁判員裁判と被害者参加制度が刑事法廷を大きく様変わりさせようとしていることは明らかである。私は、この問題を反芻していきたいと思っているが、このような法廷を経験した弁護士は制度のあり方についてともに考えていただきたい。また、研究者の方々には被害者が参加する裁判員裁判の法廷をぜひとも傍聴していただきたい。そして、そこに伏在する問題点を摘出、批判していただくことをお願いしたい。

和解の基本合意に至るまでのあゆみ ——全国B型肝炎訴訟

北海道 島田 度

二〇一二年八月二十八日、厚生労働省で、B型肝炎訴訟原告団・弁護団と被告国との間で全国B型肝炎訴訟の和解についての基本合意書への調印がなされた。その後、原告団・弁護団は首相官邸に招かれ菅首相からの謝罪を受けた。第二次提訴から三年という年月を要して、ようやくここまでたどりつくことができた。以下、基本合意の調印に至るまでの本訴訟のあゆみを簡単にふりかえってみよう。

一 先行訴訟について

全国B型肝炎訴訟のほんとうの幕開けは、一九八九(平成元)年までさかのぼる。

B型肝炎訴訟とは、予防接種の際の注射器の使い回しについて国の責任を追及した訴訟である。

国は、昭和二十三年に予防接種法を施行し、国民全員に予防接種を受けることを義務づけた。しかし、その際に用いる注射器の注射針・注射筒の交換を徹底していなかった。そのため、注射器を媒

介にして、生後間もない乳幼児の多くがB型肝炎に感染させられることになった。

ちなみに、注射針・注射筒を交換すべきとの厚生労働省通達が出されたのは、じつに昭和六十三年のことである。国は四〇年間の長きにわたって、予防接種という強制力をもたなう手段をもって、健康

に生まれた子どもの身体にB型肝炎ウイルスが入り込むに任せていたことになる。

この想像を絶するほど大規模な感染被害について、国の責任を追及するため、前記の厚生労働省通達が出された翌年にあたる一九八九年、札幌地裁に、

最初の国家賠償請求訴訟が提起された(先行訴訟)。原告は、北海道在住の五名のB型肝炎患者であった。

この先行訴訟は、第一審敗訴を乗り越えて、控訴審一部勝訴、そして最高裁では全面勝訴というすばらしい成果を得た。しかし、信じたことに、厚生労働省は、最高裁判決が出てもなお、B型肝炎患者に対する救済策を何ら採ろうとはしなかった。この国の対応を受けて弁護団は、国の肝炎行政を根本から改めさせるため、第二次訴訟を提起することを決意した。

二 第二次訴訟の提起から和解勧告に至るまで

二〇〇八年三月二十八日、第二次訴訟の最初の提訴原告は、先行訴訟と同じくわずか五名だった。



しかし、先行訴訟と異なるのは、北海道弁護団の呼びかけに応じて、全国で原告団・弁護団が立ち上がったことである。東京・大阪・福岡など全国九地裁に訴訟が提起され、全国でまたたくまに原告数は増加し、数百名規模の原告団となった。全国弁連が組織されて、熱の入った議論が幾度となく行われ、二〇〇九年の夏には、北海道で全国弁護団の合宿

が行われた。そして、その成果として、訴訟のすべての論点について網羅的に主張を整理した統一準備書面が同年の二月に提出された。原告弁護団の主張立証は、質量ともに被告国を圧倒していた。そしてついに、二〇一〇年三月二日、札幌地裁において裁判所から和解勧告がなされた。裁判所の和解勧告は「救済範囲を広くとらえる方向で判断」という方向性を示しており、原告のめざすところと一致しているものであった。

この和解勧告によって、B型肝炎訴訟は解決に向けて大きく前進すると思われた。

三 国の増税キャンペーンと原告の運動

しかし、和解交渉における国の抵抗は、予想以上に頑強なものであった。国は、二〇一〇年五月一四日に、和解協議に入ることを自体については承諾したものの、具体的な和解案についてはなかなか示そうとしなかった。

写真上は、二〇一一年六月二八日 衆議院第一議員会館内で行われた基本合意締結の報告集会。写真下は、同日、首相官邸内にて谷口代表に謝罪する菅首相

さらに国は、和解金捻出のための財源論をさかんに言い立て、裁判所に提出する書面の中で、和解のための増税の必要性に言及することまでした。こういった国の主張は、さながら、原告団と国民を分断するためのキャンペーンの様相を呈していた。

しかし原告団は、こういった国の露骨なキャンペーンにも屈することなく活発に運動した。幸いにして、多くの支援者にも恵まれた。中でも、原告団にとって非常に力になったのは、各地の大学生が多く支援活動に加わってくれたことである。原告団にとって、若い学生たちが豊かな感受性をもって原告が味わってきた苦しみ、哀しみに共感してくれることは、心理的に大きな支えとなった。

学生たちは、オレンジ色を支援活動のシンボルカラーにしており、「オレンジサポート」という名の学生支援団体が全国各地に立ち上がった。いつしかオレンジ色は、この訴訟全体のシンボルカラーになっていった。

秋口から年末にかけて、原告団・弁護団の活動はさらに活発になり、毎月のように上京しては、厚労省前・首相官邸前での行動を繰り返して、霞ヶ関はオレンジ色で埋め尽くされた。オレンジサポートの学生たちは「山手線ラリー」と称して、山手線の全駅でB型肝炎訴訟のための支援活動を実行

するという偉業をやつてのけた。また、原告団は、オレンジの布に支援者の応援メッセージを書き込んでもらう「オレンジフラッグ運動」をすすめた。つなぎ合わされたオレンジフラッグには、自民党をはじめとする野党の党首からのメッセージ、与野党議員のメッセージも含まれていた。

こういった運動をひとつひとつ達成していくことが、原告団を勇気づけ、原告団の団結と自信を深め、また次の運動につながっていった。

しかし、二〇一〇年二月二十七日、ぎりぎり最後に入った札幌期日においても、和解には至らなかった。是が非でも年内解決をめざす原告団・弁護団は、厚労省前にテントを設置し、決死の座り込み行動まで決行した。原告団の行動にあまりかねたのか、細川厚労相は原告団に面談し、年内解決に至らなかったことを謝罪した。

そして、年が明けた二〇一一年一月二日、ついに裁判所は、和解に向けた裁判所の所見(第一次)を発表するに至った。

裁判所の第一次所見は、無症候キャリアの救済が薄いなど、原告にとって完全に満足のいく内容ではなかったが、国を大幅に追い込んだ条件となっていた。

原告団は、重篤患者も多いことから、早期救済のために「苦渋の決断」として、この第一次所見を受諾した。

四 東日本大震災の発生から基本合意まで

第一次所見でB型肝炎訴訟の多くの論点はとりにあえずの決着を見たが、いくつかの問題が積み残されていた。最も大きい課題は、慢性肝炎が発症してから二〇年以上が経過した患者についての救済水準であった。

国は発症後二〇年以上の患者については、除斥期間が適用されるため救済対象にはならないとの態度をとりつづけていたのである。

しかし、長い期間苦しんだ者が救済対象から外れるという結論は余りに理不尽である。原告団は最後の力を振り絞って、発症後二〇年以上の患者を救済するための署名を集める運動を行った。全国から原告が上京して連日国会議員会館を回り、わずか一カ月で二六五筆もの署名が集まった。全面解決まであと一歩と思われた。

その最中の三月一日、東日本大震災が発生した。この未曾有の大災害により、報道は震災一色となり、国会議員も議員会館にほとんど戻らないという事態になってしまった。

原告団は、B型肝炎訴訟に対する世論の関心が失われてしまったのではないかと、という大きな不安を抱えることになった。

震災からの数カ月は、原告団・弁護団にとつ

て、とても苦しい日々だった。国民の意識が震災に集中していることをわかった上で、B型肝炎訴訟の救済を訴えていくことは困難を極めた。それでも、原告団・弁護士は、なおも、政府及び裁判所に対する働きかけを粘り強くつづけた。

五月二三日、裁判所から、発症後二〇年以上の患者についての所見(第二次所見)が出された。第二次所見は、発症後二〇年以内の原告について一五〇万円または三〇〇万円の和解金を提示するものだった。原告団にとって、決して十分とまでは評価できない内容ではあったが、この間のぎりぎりの交渉のなかで獲得した数字であり、これ以上の譲歩を得るのは困難とも思われた。また、重症の原告も多い中で、今後も交渉を継続するとすると、さらに仲間を失うことになってしまうとの懸念もあった。

最終的に、原告団・弁護士は、この第二次所見についても受諾することを決意した。

なお、法廷内外における原告団・弁護団のぎりぎりの粘りは、裁判官から、基本合意に際しての「所感」を引き出した。この「所感」では「救済の範囲、額、方法、とりわけ最後に除斥期間の問題が争点となりましたが、立法措置の際には、あらためて国会その他の場で御討議いただいで、よりよい解決をしていただければと思います」との発言がなされた。

この裁判官の言葉が、今回の基本合意で救済対象に含まれなかった、あるいは救済が不十分であった患者に真の救済の途を切り開くための楔となることを願いたい。

五 結び

こうして、戦後最大規模ともいわれる国家賠償請求訴訟は、とりあえずの一区切りを迎えた。

この裁判を通じて最も印象が強かったのは、全国の原告たちの、とても前向きで活発な運動である。ほんとうに個性豊かな原告団だった。

全国を駆けめぐって原告団を鼓舞した谷口代表を筆頭に、グラフィックデザイナーの仕事のかたわら東京行動用のビラや原告団専用の名刺までデザインした清本さん(北海道)、二次感染者である子どもへの思いを切々と語りつづけた小池さん(大阪)、杖を片手に下迫力の大声で訴えをつづけた窪山さん(九州)など、数え上げたらきりがなくない。

原告の中には、弁護士もいるし、東日本震災で被災者救助にあたった自衛官もいる。おそらく政治家や裁判官の中にも原告適格者はいるのではない。それほどまでにB型肝炎の被害者は老若男女、あらゆる職業・あらゆる地域にわたっており、そのことが、かつてない規模と多様性を有す

る原告団を生み出すことになった。

そして、この原告団のメーリングリストでは、裁判がもつとも困難な局面にさしかかったときでさえ、常にユーモアと思いやりに溢れたメールが飛び交っていた。そのやりとりには、弁護士のほうが励まされることが一度ならずあった。

この原告団とともに訴訟をたたかえたことを、心底誇りに思う。この原告団は、史上最強の原告団だったのではないかとさえ感じる。それは、これが戦後最大の感染被害であったことの結果でもあるのだが。

ともあれ、この基本合意の調印は、まだ一里塚にすぎない。

菅総理の談話でも、「長期にわたり責任のある対応をとるべき問題であり、その取り組みは、緒に就いたばかりです」との言葉が発せられた。菅総理の謝罪は、何もかも精彩を欠いたひどいものだったが、この言葉だけは正しい。

基本合意の調印を受けて、全国各地の弁護団のホットラインの電話が鳴り止まない日々が続いている。これらの未提訴の患者の救済、さらには、基本合意の救済範囲に含まれない患者のための恒久対策に向けて、これからも歩みをとめるわけにはいかない。

B型肝炎患者の救済のための活動は、これからが本番である。

教科書調査員の名簿開示を命令

横浜地裁判決と神奈川の教科書問題

かながわ市民オンブズマン
横浜教科書採択連絡会

佐藤満喜子

□教科書調査員とは？

現在、公立小・中学校の教科書は、教科ごとに数種類が発行され、教育委員会がその中から子どもや地域の実情を考慮して使用する教科書を決めている。採択手続は全国でおおむね共通しており、まず教育委員会が、教育関係者や保護者などで構成する「採択審議会(採択委員会など名称は地区によって異なる)」を設置する。

審議会は、現職の教員や校長から教科ごとに数人を「教科書調査員」として選び、各社の教科書の特徴を観点に沿って調査させ、結果を報告させる。審議会は、この「教科書調査員報告書」などの資料をもとに各教科書を評価し、教育委員会に答申する。教育委員会は、審議会答申を参考に、各教科一種の教科書を決定するのである。

この一連の手続きについて、国や県は「開かれた採択」に努めるよう指導している。

□調査員名簿が一転して非公開に

さて、横浜市教育委員会は従来から、採択教科書決定後直ちに、審議会委員や教科書調査員の名簿を含め、教科書採択の関係文書が閲覧公開されていた。ところが、二〇一〇年度採択後に閲覧公開された関係文書から、なぜか調査員名簿だけが削除されていたのである。そこで情報公開請

求を行ったところ、これも非公開であった。

教育委員会は非開示とした根拠を、情報公開条例七条二項六号の「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とし、同号に例示された「ウ 調査研究に係わる事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」に該当するとした。

また、非開示情報であると判断した理由は、「調査員に対する教科書会社等からの不当な宣伝行為等、外部からの働きかけに左右されることが考えられる。それに伴い、教科書の調査・研究における静謐な環境が損なわれるおそれなどがあられ、当該又は将来の公正かつ円滑な審議が阻害され、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため」としている。

□提訴と異議申立

今回の場合は、採択教科書決定後の公開請求であって、調査員の役割も当該年度の教科書採択もすでに終了している。

また、かつてはブラックボックスといわれた教科書採択だが、情報公開制度の普及にともなうて、採択後にはほとんどの情報が公開されるようになった。これを後退させてはならない。そこで、かながわ市民オンブズマンのメンバーが、二〇一〇年九月に市情報公開審査会への異議申立を、別

のメンバーが同年一〇月四日に横浜地裁への提訴を行った。教科書調査員名簿の公開をめぐる裁判は、全国でも初めてである。

なお、神奈川県内で調査員を非公開にしていた六自治体に対しても同時に提訴したが、公開に転じたため、訴訟は取り下げている。

□横浜市教育委員会の主張

横浜市教育委員会の主張は、採択終了後であっても、教科書会社や市民・研究者などからの働きかけがあれば、静謐な環境が失われる、インターネットなどを利用した誹謗中傷が発生する蓋然性も高い。このような事態は、次年度以降の調査員のことなかれ主義や萎縮を招く、というものであった。

現に採択終了後、特定の教科書調査等に対する個人的見解を求められた事例があるとして具体的に示したのは、調査員を務めた校長に対するルポライターの取材であった。この取材は、全国の教育委員会で唯一横浜市教育委員会だけが、二〇〇九年度採択で自由社版の歴史教科書を選出したことに関して行われ、雑誌「世界」二〇一〇年一〇月号の記事に反映されている。

□原告側の主張

原告側は、事務・事業の遂行に支障をおよぼす

おそれは、情報公開法五条六号と同様に「法的保護に値する蓋然性」の有無で客観的に判断されるべきであること、調査員よりも採択に強い影響力を持つ教育委員や審議会委員の氏名は公表されていること、採択はすでに終了していることなどから、調査員名簿の秘匿は法的保護に値しないことを主張した。

□市民への説明責任にも言及した判決

判決は、まず「支障を及ぼすおそれ」とは「単にその抽象的な可能性があることでは足りず、法的保護に値する程度の具体的蓋然性が必要」としたうえで、採択終了後に調査員個人に対して誹謗中傷がなされたり、教科書発行者が宣伝活動を行ったりする可能性は抽象的なものにすぎないと判断した。また、教育委員会が事例として唯一示した記者の取材も、具体的蓋然性を裏付けられないと退けた。

さらに判決は、「採択結果等の公正を事後的に検証する目的で、相当な方法をもってなされる働きかけは、本件条例の目的に照らし、公正な教科書採択に関し市民に説明する責務の履行に資するものとして、調査員が受忍すべき範囲のものであるといえる」として非開示を取り消し、開示するように求めた(平成二三年六月一五日「平成二三年(行ウ)第七〇号 行政文書非公開決定取消等請

求事件判決」)。

□判決の意義

判決が、名簿の公開とともに、市民への説明責任を果たすため、検証目的の事後の働きかけを受け入れるよう求めた点は、大いに評価したい。

全国的には、調査員名簿非公開の教育委員会はまだまだ多い。この判決は、「開かれた採択」を後押しするであろう。

□神奈川の教科書採択

神奈川県内では、「新しい歴史教科書をつくる会」系教科書を推す勢力が、県内全域で絶えず教育委員会に働きかけており、横浜市では、教育委員が教員や審議会の意見を無視して二〇〇九年に自由社を選出した。今年度は、在任中の自由社採択時の教育委員四人が、再び審議会答申を無視し、愛国心、領土、外国人参政権などに注目して選ぶことを発言したうえで、歴史・公民とも育鵬社が採択された。採択制度の形骸化と教育委員個人の政治信条の持ち込みが、いっそう鮮明になったといえよう。神奈川県内では、藤沢市と県立中高一貫校でも育鵬社が採択されている。

学校単位の採択や教育委員の公選制など、法改正の必要性を痛感している。

武富士・創業家を一齐提訴

— 会社更生手続の適正化を追及 —

武富士の責任を追及する全国会議
事務局長 及川 智志(千葉)

一 創業家・武井一家を一齐提訴

会社更生手続中の武富士を実質支配していた創業家・武井一家に対し、二〇一二年六月三〇日、同社の元顧客らが全国で一齐に提訴しました。

原告は過払金債権者(更生債権者)、被告は、武井家の二男健晃氏、長男俊樹氏、妻博子氏。損害額は、武富士の倒産により返還を受けられなくなった過払金相当額。会社法四二九条に基づく取締役の第三者に対する損害賠償責任を追及するという訴訟です(過払金そのものは会社更生の範疇であり、本件訴訟はそれとは別に過払金相当額の損害賠償を会社に対してではなく、会社経営者に対して求めるというものです)。

北海道・青森・山形・新潟・群馬・栃木・茨城・千葉・東京・神奈川・埼玉・静岡・長野・愛知・福井・大阪・和歌山・兵庫・広島・高知・熊本・大分・宮崎・沖縄の二四都道府県から計八四九名の原告らが計一九・四億円を請求する訴訟規模となりました(東京地裁三五一名九億円、さいたま地裁二二三名四・七億円、静岡地裁六七名一・八億円、熊本地裁六九名一億円、広島地裁五三名八〇〇万円、名古屋地裁三三名六九一九万円、高知地裁二三名六八四六万円、宇都宮地裁一四名四三二二万円、新潟地裁一八名三三〇〇万円)。

なお、東京地裁には他の都道府県からの原告も提訴していますので、原告の住所は二四都道府県におよびます。

二 武富士の責任を追及する全国会議

消費者金融大手の武富士に対し、東京地方裁判所民事第八部(渡部勇次裁判長)は、二〇一〇(平成二二)年一〇月三二日午前二〇時、会社更生手続開始決定をしました。管財人には小畑英一弁護士が選任されました。

当初からの会社更生は、過払金から逃れるための「武富士ロンダリング」ではないかとの疑いがありました。そこで、高利貸などの被害対策に取り組んできた弁護士、司法書士、学者、被害者の会などが連帯し、同月、「武富士の責任を追及する全国会議」(<http://blog.livedoor.jp/takehujp/>)を結成しました(団長には仙台弁護士会の新里宏二弁護士が就任し、小職が事務局長を務めています)。現会員数は約三〇〇名です(会員募集中)。

三 武富士更生計画の問題点

武富士の会社更生手続には問題があります。そもそも武富士を更生させる社会的意義があるのでしようか。武富士の経営実態は、まさに「高金利」

「過剰融資」「過酷な取立て」という「サラ金三悪」を具現化したものであって、数々の社会問題を引き起こしつつ、自殺や破産の多発といった多重債務被害を拡散させてきました。こうした企業は破産させて社会と市場から退場させるべきではないでしょうか。

またこの手続では、武富士から会社更生申立を依頼された小畑弁護士その人が裁判所から更生管財人に選任されているのです。これでは、武富士の意に反してまで管財人が公正さを追及できる道理がありません。これでは違法経営を推進してきた取締役や創業家に対する責任追及はとうてい期待できません。

四 本訴訟の意義

全国会議では、管財人の解任を求めるなど会社更生手続の適正を追及するとともに、武富士創業家に対する責任追及の方途を検討してきました。そもそも過払債権は、多重債務者が苦心惨憺して支払ってきた末に発生した債権であり、貴重な過払金は、多重債務からの脱出や生活再建などの原資として有効に使われなければならないはずのものであります。それを切り捨て、強欲資本家のみを利する更生手続に正義はありません。そこで全国会議では、会社更生とは別に本訴訟を提起するこ

とにしました。

本訴訟の意義は、①長年にわたり違法高金利を徴収することにより膨大な利益を貪ってきた、そして、違法な経営によって武富士を破綻させ過払金を返還できなくさせた武富士創業家・武井一家の法的責任を追及すること、それに加えて、②原告の募集や訴訟活動を通じて過払債権者を組織化し、集団の力により会社更生手続の適正化を図ることにあります。

五 今後の活動

(1) 一万人訴訟をめざす

今回の提訴は第一陣です。今後とも原告を結集し継続的に全国の裁判所に訴訟を提起することにより、武井一家に対する「一万人訴訟」をめざします。

まずは、二〇一一年七月～九月に合わせて九地裁一支部で二〇〇～三〇〇名が追加提訴する見込みです。

(2) 会社更生を否決し武富士を破産に追い込もう

管財人は、二〇一二年七月一五日に弁済率わずか三・三%の更生計画案を示し、裁判所は同月二

二日に同案を投票に付すとの決定をしました。いま管財人は、破産になった場合の清算配当率一・九二%よりはマシだろうという破廉恥な論法で電話を架けまくり(大規模なコールセンターが組織されています)、必死に同案への同意票を集めています。

もし、投票期限の二〇一二年一〇月二四日までに更生債権額の過半数の同意が得られなければ、更生計画が否決され、武富士は破産に至る公算が高いからです。

しかしながら、仮に武富士が更生を果たせば、同社の顧客名簿や取立システムなど有形無形の資産が再び活用されるようになり、過酷な貸金業が復活することになります(過去に小畑弁護士が「更生」させた商工ローン「ロプロ」が、過酷な取り立てにより、いままた借主を苦しめていることも思い起こすべきでしょう)。

そして、「武富士」ブランドが生き残ることになれば、多くの元顧客は過去の辛い記憶を永続させられることになり、その精神的な苦痛をいつまでも消し去ることができないこととなります。しかも、仮に管財人の言う清算配当率が正しいとしても、会社更生の弁済率との差はわずか一%程度です。ですから、武富士については、更生を許さず、破産に追い込むべきです。全国の皆さまに連帯と協力を呼びかけます。

時給一〇〇〇〇円以上の最低賃金の実現を ——最低賃金裁判を横浜地裁に提訴

神奈川 田淵 大輔

労働者の賃金は、最低賃金法に基づいて、各都道府県ごとに最低賃金が定められています。二〇一〇年の時点で、神奈川県は八八円です。この最低賃金について、二〇一二年八月三〇日、神奈川県労働局長に対し、神奈川県は最低賃金を二〇〇〇円以上とする決定を行うよう命ずる判決を求め、横浜地方裁判所に提訴しました。

1 二〇〇九年の最低賃金法改正により新たに九条三項が設けられ、各都道府県ごとの地域別最低賃金を決定するにあたり、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮することが定められました。

この規定の趣旨は、最低賃金が生活保護を下回らないよう配慮することであると国は繰り返し説明しています。

そして、厚生労働省によれば、神奈川県は最低賃金が生活保護を下回る逆転状態にある都道府県

の一つとされ、改正法が施行された二〇〇八年以降、逆転状態の解消に向けて、二〇一〇年までの三年間で最低賃金は合計八二円引き上げられました。また、厚生労働省によれば、神奈川県の最低賃金が八三六円に引き上げられれば、生活保護との逆転状態は解消するとされています。

ところが、厚生労働省が発表している数字には、多くのゴマカシが隠されているのです。

2 最低賃金は時給によって定められているのに対し、生活保護は月額で定められてい

ます。そのため、最低賃金と生活保護を比較するため一定の計算が行われています。しかし、この計算の中に五点ものゴマカシがあるのです。

一点目は、最低賃金と生活保護を比較するにあたり、時給で定められる最低賃金に、毎月の労働時間として一七三・八時間を掛けている点です。一七三・八時間を掛ける根拠は、この数字が労働基準法上想定される最長の所定内労働時間だからです。

しかし、国が行っている毎月勤労統計調査を見ても、一般労働者の所定内労働時間は、過去数年一五五時間前後で推移しています。そのため、一七三・八時間を掛けることは、実態よりも、所定内労働時間を大幅に水増しするものです。

二点目は、公租公課の負担を除去して最低賃金と生活保護とを比較するため、〇・八五九とい

う係数を掛けている点です。この係数は、沖縄県の公租公課の負担率を根拠として定められています。しかし、沖縄県は全国で最も最低賃金の額が低いため、公租公課の負担率も全国で最も低くなっています。そのため、神奈川県で働く労働者の公租公課の負担率は、中央最低賃金審議会が計算に用いる沖縄県の公租公課の負担率よりも、もっと高くなっています。

それにもかかわらず、沖縄県の数字を神奈川県でも用いることは、神奈川県労働者の公租公課の負担を過小評価するものです。

三点目は、勤労経費がまったく考慮されていない点です。最低賃金で働いている人も、労働によって収入を得るには、労働にともなう一定の経費が必要となります。そこで、勤労経費を差し引いた金額と生活保護とを比較しなければ、正しい比較となりません。現に、労働によって収入を得ながら生活保護を受給する場合にも、勤労経費は考慮されています。

ところが、中央最低賃金審議会が最低賃金と生活保護を比較するにおいて、勤労経費の点はまったく考慮されていないのです。

四点目は、級地間の調整です。最低賃金は、各都道府県ごとに一律の金額で定められています。他方、生活保護は、各都道府県を複数の級地に分け、生活保護の支給額を決めています。そこで、

中央最低賃金審議会の計算では、人口加重平均によって生活保護の平均額を求め、最低賃金と比較しています。

しかし、生活保護の平均額を上回っていても、平均額以上の生活保護の支給を受けている人もいるのですから、逆転状態を解消したことにはなりません。

六点目は、住宅扶助費です。中央最低賃金審議会の計算では、生活保護の住宅扶助費について、実績値を用いて最低賃金との比較を行っています。しかし、この点も、実績値を上回っていても、実績値以上の住宅扶助費の支給を受けている人もいるのですから、逆転状態を解消したことにはなりません。

このように、厚生労働省が公表している数字には、計算にあたって五つの大きなゴマカシがあります。そのため、神奈川県最低賃金が八三六円に上がっても、生活保護を下回る逆転状態は解消しません。神奈川県労働の試算では、逆転状態を解消するには、一四七一円の時給が必要とされています。

そこで、地域の賃金水準や事業者の支払能力といった最低賃金決定に関する他の要素、さらには行政の裁量を考慮するとしても、最低賃金は一〇〇〇円以上でなければならぬとして訴訟を提起したのです。

3

現在、神奈川県内で求人募集などを見るとき、時給八〇〇円台の仕事がたくさんあります。そのような中、生活保護との逆転状態の解消を定めた最低賃金法九条三項を法的根拠として、最低賃金を一〇〇〇円以上に引き上げることを求めた時、むしろ、生活保護が高すぎる、生活保護を引き下げろという声が強まるのではないかという危惧を指摘されることもあります。

しかし、時給一〇〇〇円では、毎月一五五時間働いても月収で一五万五〇〇〇円、年収で一八六万円にしかなりません。ここから、公租公課や勤労経費を除けば、手取額はさらに少なくなりま

す。

このように具体的な数字で考えた場合、時給一〇〇〇円は決して高くない、労働者が人間らしく生活するために、まさに最低限必要な金額なので

す。

労働者が勤労収入だけで人間らしい暮らしを営むことができる権利、人間らしく生き働く権利を実現していくため、最低賃金はどれだけ低くても一〇〇〇円以上でなくてはならない、この点も訴訟では訴えていかなるべきではありません。

この訴訟が、一〇〇〇円以上の最低賃金を実現する一つの契機となるよう、全力を尽くしてまいります。

「つくる会」及び「育鵬社」の歴史・公民教科書採択に 反対する声明を公表

青年法律家協会弁護士学者合同部会

青年法律家協会弁護士学者合同部会は、二〇一一年八月に初めて中学校の教科書採択を迎えるに当たって、七月二六日、中学校の社会科学教育に不適当な自由社版及び育鵬社版の歴史・公民教科書の採択に抗議するとともに、採択がなされないよう関係者、教職員、保護者に呼びかける声明を発表しました。同声明は、関係省庁並びに都道府県教育委員会、栃木県大田原市・大阪府東大阪市・神奈川県横浜市の教育委員会、各政党、日弁連・各単位会、関係団体に送付しました(編集部)。

「つくる会(自由社版)」及び「教科書改善の会(育鵬社版)」 歴史・公民教科書の採択に反対する声明

1 二〇一一年八月、二〇〇六年に改定された教育基本法に即して改訂された学習指導要領の下で初めての中学校の教科書採択を迎える。

新たな教育基本法の下でも、教育の目的は「人格の完成を目指す」ものであることに変更は

なく、「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われる」ことが謳われている(教育基本法一条)。

そして、改訂された学習指導要領でも、な

お、中学校の社会科学の目標は「広い視野に立って、社会に対する関心を高め、諸資料に基づいて多面的・多角的に考察し、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を深め、公民としての基礎的教養を培い、国際社会に生きる民主的、平和的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う」とされているところが確認されなければならない。

したがって、教育基本法が改訂され、それにもない学習指導要領が改訂されたとしても、中学校の社会科学教育においては「人格の完成を目指す」教育が求められており、「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質」が備えられるような教科書が子どもたちに与えられるべきことに疑う余地はない。

ところが、以下に見るとおり、「新しい歴史

教科書をつくる会(自由社版)」（以下「つくる会」といふ）および「改正教育基本法に基づく教科書改善を進める有識者の会(育鵬社版)」（以下「教科書改善の会」といふ）の編修した歴史・公民教科書は、偏った資料を基に歪曲した歴史観を示すとともに、国民主権や平和主義の意義を矮小化する内容となっており、「人格の完成を旨」とし、「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質」を養うための教科書としては不適當なものである。

本年採択される教科書は、今後数年にわたる子どもたちの学習の基本となる。採択決定にかかわる人たちは、教科書選定に対する自らの意見を明らかにすることを通じてその重責を十二分に果たすことに意を払ってもらいたい。

2 二〇〇一年夏、「つくる会」は、中学校の歴史教科書の編集を行い、二〇〇五年には歴史教科書だけでなく、公民教科書の編集にも踏み出し、他社の教科書を「自虐史観」と批判し、自ら編集した教科書(扶桑社版)の採択運動を展開した。

当部会では、二〇〇一年には「教育基本法の改悪」「奉仕活動」義務付けの導入、侵略戦争美化の教科書に反対する決議を発表し、二〇〇五年には「『つくる会』の教科書の採択に反対

し、東北アジアの国々との関係改善を求める決議」を発表して、「つくる会」が編集した教科書の採択に反対してきた。

その理由は、「つくる会」教科書は、南京大虐殺の存在を疑問視し、従軍慰安婦について国の関与を認めない、など歴史的事実をゆがめていること、また満州事変を含め日中戦争を当時の中国国民の抗日・毎日行動によって引き起こされたものであつて、日本が自存自衛のために行った戦争であるとするなど日本の過去の侵略戦争を美化する立場によるものであつて、中学校の歴史教科書に求められる「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質」を養うことに明らかに反するものであることであつた。

3 従前の「つくる会」は、二〇〇六年「つくる会」と「教科書改善の会」に分裂したが、今回の教科書採択に際して「つくる会」編集の教科書(歴史・公民)が自由社から、「教科書改善の会」編集の教科書が育鵬社から、それぞれ教科書検定を経てきた。

しかしながら、自由社版および育鵬社版の教科書の本質は「つくる会」が編集した二〇〇一年、二〇〇五年のものと変わるところはなく、今回もその採択には反対せざるを得ない。たとえば、歴史教科書においては、①日清戦

争や日露戦争について、清国の朝鮮支配、ロシアの南下によって安全を脅かされた日本が起こした自衛のための戦争と位置付けられ(自由社版一八二頁、育鵬社版一七二頁)、②辛亥革命後の中国では、排日運動が強まり、北のソ連の脅威も強まった。そのもとで、満州の軍事占領で問題を解決しようとの計画が練られ、柳条湖事件そして満州事変から日中戦争へと拡大した(自由社版二二二頁、育鵬社版二〇六頁)、③「大東亜戦争」は、アジアを欧米の植民地支配から解放するための戦争である(自由社版二二三頁、育鵬社版二〇六頁)など、歴史の事実を歪曲し侵略戦争を美化する内容であるところは二〇〇一年版、二〇〇五年版以来変わっていない。

一方、公民教科書においても①国民主権の「国民」を「国民全体」を意味するものと説明する(自由社版五二頁、育鵬社版四二頁)が、「国民主権」とは単に国家権力の正統性の根拠を示すだけでなく、国民自身が主権の行使者であることを意味しており、参政権、公務員の罷免選定権、地方特別法の住民投票などはその具体的現れと位置づけられることからすれば、「国民」を「国民全体」と説明することは極めて一面的な説明をしていると言わざるを得ない。

また、②日本国憲法における象徴天皇制と明治憲法以前の天皇制を連続性のあるものとし

てとらえる(自由社版五八頁、育鵬社版四二頁)が、「象徴天皇制」においては、天皇の地位自体が主権者である国民の総意に基づくものであって、国民の意思とは無関係に君臨し得た明治憲法以前の天皇制と連続性を欠くものであることは明らかであろう。

さらに、③日本国憲法の平和主義につき占領下で連合国の要求によって盛り込まれた(自由社版七二頁、育鵬社版四八頁)、④日本の平和が自衛隊の存在及びアメリカ軍の抑止力に負う(自由社版一六五頁、育鵬社版一六八頁)、⑤北朝鮮の核開発、中国の軍備増強が日本の潜在的脅威となっている(自由社版一六一頁、育鵬社版一六七頁)という。

しかし、このような見方は、軍事力の均衡による「平和」を肯定する見方であり、軍事力の放棄を通じて平和の実現をめざす日本国憲法の平和主義がもたらす意義を矮小化するものである。

また、日米同盟の軍事力強化がもたらすアジア地域の緊張を軽視し、隣国の軍備増強をわが国に向けられたものとしていたずらに脅威として敵対感情を煽るものであり、一面的な世界観、歴史観に基づく著しくバランスを欠く記述であ

るといっほかない。

4 以上のとおり、今回の「つくる会(自由社版)および「教科書改善の会(育鵬社版)」の歴史・公民教科書は、いずれも、過去の日本の中国侵略を自存自衛のやむを得ない戦争と描き出して肯定し、国民主権を軽視し「国民」を「国民全体」として「国家」へ統合される存在として位置付け、さらに、日本国憲法の平和主義の意義を矮小化している点で、「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質」を養う観点から不相当であると言わざるを得ない。

当部会では、今回の教科書採択においても、あらためて中学校の社会科教育に不適當な自由社版および育鵬社版の歴史・公民教科書の採択に抗議し、いっそうの採択がなされることのないよう教科書採択にかかわる関係者、教職員、保護者に呼びかける。

二〇二二年七月二六日

青年法律家協会弁護士学者合同部会
議長 長 鳥 海 準

編集後記

▼東日本大震災は東京電力福島第一原発事故により、情勢は大きく変わりました。多くの法律家がこの問題でさまざまな活動に取り組ん

でいますが、個人的には取り組む余裕がなく残念です。▼原発といえば、実家の県では建設反対運動が長く続いていたこと、帰省して年初の県の広報を読むと、毎年のように知事が原発建設推進とコメントをしていたことを思い出します。実家から遠い場所での建設予定で関心はありませんでしたが、今回の事故で日本中どこに住んでいても無関係なものではないと思います。▼政府が復興を口実に国家公務員の賃下げを目論見ましたが、ストップさせました。労働組合の役員に聞いたところ、震災で住民の命と暮らしを守る公務員の役割が再認識されたことが力になったと言っていました。政府であれ企業であれ、火事場泥棒は許されません。▼復興問題、原発問題も長丁場になると思いますので「青年法律家」で学びつつ、いずれ私も取り組みめればと思います。

(中川勝之)